

6 年金・手当等

ねんきん・てあてどう

(1) 障害基礎年金

問 住民課 保険年金係 内線326

次の条件をすべて満たす方に支給されます。

- ① 国民年金加入中に初診日があること。または、国民年金の被保険者であった60歳以上65歳未満の方で日本国内に住所を有していること。
- ② 初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち保険料を納めた期間（免除期間、若年者納付猶予期間、学生納付特例期間も含む）が被保険者期間の2/3以上であること。ただし、平成28年3月31日までに初診日がある場合は、特例としてその前々月までの直近の1年間に未納期間がなければよいことになっています。
- ③ 障害認定日（原則として初診日から1年6か月の時点）に一定以上の障がいの状態にあること。または、該当しなかった方が65歳の前日までに該当するようになり請求したとき。ただし、20歳前に初診日のある障がいでは、上記①、②に該当しなくても、20歳以降に一定以上の障がいの状態にある方は対象となります。

※20歳前に傷病を負った方の障害基礎年金は、所得が一定の額を超える場合は支給停止になることがあります。

◆年金額（平成29年度・年額）

1級 974,125円 2級 779,300円

年金は、年6回に分けて支給されます（2・4・6・8・10・12月）。

※「1級、2級」は「国民年金法」にある等級です。

(2) 障害児福祉手当

問 社会福祉課 障がい福祉係 内線312

日常生活で常時介護を必要とする在宅の重度の障がいがあるお子さんに支給されます。ただし、障害年金など一定年金を受給している場合は資格喪失となります。

対 特定の障がいが1つ以上あるか、それと同程度以上の状態である方が対象です。20歳未満で施設に入所していないこと、障がいを支給事由とする他の公的年金等を受けていないこと、毎年の所得が基準以下であることが必要です。

◆所得制限

扶養親族等人数	前年分所得額	
	本人（請求者）	配偶者及び扶養義務者
0人	3,604,000円	6,287,000円
1人	3,984,000円	6,536,000円
2人	4,364,000円	6,749,000円
3人	4,744,000円	6,962,000円
その他 備考	以下1人増すごとに、本人の場合380,000円を加算、配偶者等の場合213,000円を加算	



◆ 手当額等

支給月 しきゅうつき	29年度 手当額 ねんど てあてがく
5・8・11・2	月額 14,580円 げつがく



必要書類等 ひつようしるいとう	
印鑑 いんかん	障害者手帳 しょうがいしゃてちょう
障害児福祉手当認定請求書 しょうがいじふくしてあてにんていせいきゅうしよ	振込先の通帳 (本人名義) ぶりごみざき つうちょう ほんにんめいぎ
障害児福祉手当所得状況届 しょうがいじふくしてあてしよとくじようきょうとどけ	振込口座申出書 (本人名義) ぶりごみこうざもつしでしよ ほんにんめいぎ
扶養親族に関する申立書 ふようしんぞく かん もうしたてしよ	同意書 どういしよ
住民票 (世帯全員の名前・本籍・マイナンバー) じゅうみんひょう せたいぜんいんのなまえ ほんせき	医師の診断書 いし しんだんしよ
● 状況により異なる場合がありますので、事前にご相談ください。 じようきょう こと ばあい じぜん そうだん	

(3) 特別障害者手当 社会福祉課 障がい福祉係 内線312

日常生活において、常時特別介護を必要とする在宅の重度の障がいのある方に支給されます。障害年金との併給可能です。



特定の障がい2つ以上ある方か、それと同程度以上の状態である方が対象です。20歳以上で施設に入所していないこと、毎年の所得が基準以下であることが必要です。また、3ヶ月以上入院している場合は、受給資格を喪失します。

◆ 所得制限

受給資格者又はその配偶者若しくは当該受給資格者の生計を維持する民法上の扶養義務者(以下「扶養義務者等」という。)の前年の所得が扶養親族等の有無及び数に応じて一定額(所得制限基準額)以上であるときは、その年の8月から翌年の7月までを一つの期間としてその支給が停止されます。

この所得による支給の制限基準となる所得は、受給資格者又は扶養義務者等の前年における所得です。所得制限基準額は扶養親族等の数に応じて定められていますが、ここでいう扶養親族等は受給資格者、配偶者又は扶養義務者の前年における所得税法上の扶養親族等です。

この扶養親族等の判定時期は一般的には12月31日です。

扶養親族等人数 ふようしんぞくとうにんすう	前年分所得額 ぜんねんぶんしよとくがく	
	本人(請求者) ほんにん せいきゅうしや	配偶者及び扶養義務者 はいぐうしやおよびふようぎむしや
0人	3,604,000円	6,287,000円
1人	3,984,000円	6,536,000円
2人	4,364,000円	6,749,000円
3人	4,744,000円	6,962,000円
備考 びこう	以下1人増すごとに いかりま ほんにん ばあい	380,000円を加算 えん かさん 配偶者等の場合 はいぐうしやなど ばあい 213,000円を加算 えん かさん

◆ 手当額等

支給月	29年度 手当額
5・8・11・2	月額 26,810円
●申請月の翌月から支給対象となります。	



必要書類等	
印鑑	振込口座申出書（本人名義）
障害者手帳	振込先の通帳（本人名義）
特別障害者手当認定請求書	医師の診断書
特別障害者手当所得状況届	年金受給者の方は年金証書
扶養親族に関する申立書	同意書
住民票（世帯全員の名前・本籍・マイナンバーが記載されているもの）	
●状況により異なる場合がありますので、事前にご相談ください。	

（4）特別児童扶養手当 問 子ども支援課児童福祉係 内線316

障がいのあるお子さんを療育している父母または養育者に支給されます。ただし、障がいを支給事由とする公的年金等を受けていないこと。施設入所している場合や所得が一定額を超える場合は支給されません。



対 次の障がいがある20歳未満の児童を療育している父母または養育者

障がい程度	
1級	身体障害者手帳1・2級または療育手帳Aを所持または同程度の障がいのある児童
2級	身体障害者手帳3級の一部または療育手帳Bを所持または同程度の障がいのある児童

◆ 所得制限

扶養親族等人数	前年分所得額	
	本人（請求者）	配偶者及び扶養義務者
0人	4,596,000円未満	6,287,000円未満
1人	4,976,000円	6,536,000円
2人	5,356,000円	6,749,000円
3人	5,736,000円	6,962,000円
備考	以下1人増すごとに、本人の場合380,000円を加算、配偶者等の場合213,000円を加算	

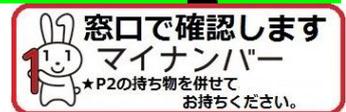
◆ 手当額等

障がい程度	29年度 手当額	支給月	●申請月の翌月から支給対象となります。
1級	月額 51,450円	4・8・11	
2級	月額 34,270円		

ひつようしょるいなど 必要書類等	
いんかん 印鑑	こせきとうほん ふ ほ よういくしゃ たいしょうじどう 戸籍謄本（父母または養育者、対象児童）
しんたいしょうがいしゃてちょうまた りょういくてちょう 身体障害者手帳又は療育手帳	しよどくしょうめいしょ 所得証明書
よきんつうちょう せいきゅうしゅめいぎ 預金通帳（請求者名義のもの）	
せたいぜんいん じゅうみんひょう そくがら ほんせき きささい 世帯全員の住民票（続柄、本籍など記載があるもの）	
● じょうきょう こと ばあい 状況により異なる場合がありますので、事前にご相談ください。	

(5) 神奈川県在宅重度障害者等手当 問 社会福祉課 障がい福祉係 内線312

毎年8月1日現在、県内に6ヶ月以上継続して居住している
在宅の重度の重複障がいがある方等に支給されます。ただし、
3ヶ月を超えての施設入所または入院されている方、65歳以上
で新規に手帳を交付された方及び一定の所得のある方は支給されません。



支給要件
つぎ 次の1または2にあてはまる方
1 つぎ 次の①から③までのうち、2つ以上にあてはまる方
① しんたいしょうがいしゃてちょう きゅう こうふ かた 身体障害者手帳1～2級を交付された方
② ちてきしょう しゃ い か はんてい う かた 知的障がい者でIQ40以下の判定を受けた方
③ せいしんしょうがいしゃ ほけん ふくしてちょう きゅう こうふ かた 精神障害者保健福祉手帳1級を交付された方
2 とうくべつしょうがいしゃてちょう しょうがいじふくしてちて じゆきゅう かた 特別障害者手当または障害児福祉手当を受給している方

◆ 手当額等

支給月	てあてがく 手当額
がつ 1月	ねんがく 年額 60,000 えん 円

◆ 申請に必要なもの

ひつようしょるいなど 必要書類等
いんかん 印鑑
しょうがいしゃてちょう てあて じゆきゅう 障害者手帳、手当を受給していることのわかる書類
ふりこみさき 振込先がわかるもの

※ なお、毎年現況届の提出が必要になります。

